

## 研究不正防止に関する基本方針

制定 平成 27 (2015) 年 10 月 2 日

公益財団法人三井文庫（以下、本法人とする）は、本法人で遂行される研究活動において不正行為（研究上の不正ならびに研究費使用における不正）が発生することを予防し、不正行為が発生した場合に速やかに対処し、再発を防止するために、以下の基本方針を定めます。

1. 研究活動における不正行為の排除を、法人全体での重点課題と認識し、法人内での責任体制を明確化し、法人全体でその実現に向けて取り組みます。
2. 研究活動における不正行為の防止のための行動規範を制定し、それを全職員に周知せしめます。
3. 研究活動における不正行為を防止するため、全職員に対するコンプライアンス教育を進めます。
4. 研究活動における不正行為を排除するため、必要となる諸規則の整備を進め、その内容を法人全体に周知せしめます。また、諸規則の運用状況を常に点検し、現実との乖離が生じないように、必要な改定を行います。
5. 研究活動における不正行為を予防するため、具体的で実効性のある不正防止計画を定めます。また、不正発生の要因分析を進め、不正事例を参考にして、不正防止計画の定期的見直しを進めます。
6. 不正の疑いが生じた場合に、その調査を行い、関係機関に報告し、関係者の処分を行う体制を整備します。